（企画官、教科書調査官及び視学官）

第二十二条　初等中等教育局に、企画官二人、教科書調査官五十六人及び視学官十二人を置く。

2・3　［略］

4　教科書調査官のうち文部科学大臣が指名する者十三人を、担当する教科を定めて主任教科書調査官とし、主任教科書調査官は、命を受けて、その担当する教科について、教科書調査官の職務の連絡調整に当たる。

5～7　［略］

（教育財政室及び高校修学支援室並びに教員人事管理システム専門官、教員メンタルヘルス専門官、校務改善専門官、教職員配置計画専門官及び生涯生活設計専門官）

第二十四条　［略］

2～4　［略］

5　高校修学支援室に、室長を置く。

［項を削る。］

6～10　［略］

（教育課程企画室並びに学校教育官、道徳教育調査官、カリキュラム・マネジメント調査官、探究学習推進専門官及び教科調査官）

第二十五条　教育課程課に、教育課程企画室並びに学校教育官三人、道徳教育調査官一人、カリキュラム・マネジメント調査官一人、探究学習推進専門官一人及び教科調査官二十人を置く。

2～5　［略］

［項を削る。］

6～9　［略］

（大学改革推進室及び大学入試室並びに公立大学専門官）

第三十七条　［略］

2　［略］

3　大学改革推進室に、室長、大学教育システム専門官及び大学院振興専門官それぞれ一人を置く。

4　大学教育システム専門官は、大学教育の質の保証に関する制度及び大学における授業の方法の改善に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

5～9　［略］

（専門職大学院室並びに企画官、産学連携教育推進専門官及び新技術教育推進専門官）

第三十八条　専門教育課に、専門職大学院室並びに企画官、産学連携教育推進専門官及び新技術教育推進専門官それぞれ一人を置く。

2～7　［略］

［項を削る。］

（企画官、教科書調査官及び視学官）

第二十二条　初等中等教育局に、企画官二人、教科書調査官五十七人及び視学官十二人を置く。

2・3　［同上］

4　教科書調査官のうち文部科学大臣が指名する者十四人を、担当する教科を定めて主任教科書調査官とし、主任教科書調査官は、命を受けて、その担当する教科について、教科書調査官の職務の連絡調整に当たる。

5～7　［同上］

（教育財政室及び高校修学支援室並びに教員人事管理システム専門官、教員メンタルヘルス専門官、校務改善専門官、教職員配置計画専門官及び生涯生活設計専門官）

第二十四条　［同上］

2～4　［同上］

5　高校修学支援室に、室長及び訟務専門官一人を置く。

6　訟務専門官は、高等学校等就学支援金の支給に係る争訟に関する専門的事項についての処理に当たる。

7～11　［同上］

（教育課程企画室並びに学校教育官、環境教育調査官、道徳教育調査官、カリキュラム・マネジメント調査官、探究学習推進専門官及び教科調査官）

第二十五条　教育課程課に、教育課程企画室並びに学校教育官三人、環境教育調査官一人、道徳教育調査官一人、カリキュラム・マネジメント調査官一人、探究学習推進専門官一人及び教科調査官二十人を置く。

2～5　［同上］

6　環境教育調査官は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における環境教育の教育課程に関する調査並びに援助及び助言に当たる。

7～10　［同上］

（大学改革推進室及び大学入試室並びに公立大学専門官）

第三十七条　［同上］

2　［同上］

3　大学改革推進室に、室長及び大学院振興専門官一人を置く。

［項を加える。］

4～8　［同上］

（専門職大学院室並びに企画官、産学連携教育推進専門官、新技術教育推進専門官及び技術者育成振興専門官）

第三十八条　専門教育課に、専門職大学院室並びに企画官、産学連携教育推進専門官、新技術教育推進専門官及び技術者育成振興専門官それぞれ一人を置く。

2～7　［同上］

8　技術者育成振興専門官は、大学及び高等専門学校における技術教育の振興に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（大学振興課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。